

トライアル発注推進事業実施要綱

(目的)

第1条 県内で開発され、又は製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作ることにより、県内の事業者の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、トライアル発注推進事業（以下「本事業」という。）を設ける。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために設置された施設をいう。
- (2) 県内事業者 県内に事業所を設置している者及び県内に事業所を設置することを前提に県又は県内自治体との間において進出協定等を締結した者をいう。
- (3) 製品等 物品、ソフトウェア、システム及び技術をいう。
- (4) トライアル発注 この要綱に基づき選定された製品等について、県の機関が試行的に発注することをいう。

(対象となる製品等)

第3条 トライアル発注の対象となる製品等（以下「トライアル発注対象製品等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、第5条第3号の規定により選定され、同条第4号に規定する登録簿に現に掲載されているものとする。

- (1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
 - (2) 新規性及び独創性があること
 - (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
 - (4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
 - (5) 製品等に適用される法令等を遵守していること
 - (6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと
 - (7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと
 - (8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等ではないこと
- 2 県又は県内自治体が誘致する者（以下「誘致企業」という。）が、進出協定等の締結により、将来的に前項第1号の要件を満たすことが見込まれる場合は、当該誘致企業が製造し、又は開発した製品等については、当該協定等の締結をもって同号の要件を満たしたものとみなす。

(トライアル発注対象製品等選定会議)

第4条 本制度を適正かつ円滑に実施するため、トライアル発注対象製品等の選定に当たっては、鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

(トライアル発注の実施方法)

第5条 トライアル発注対象製品等の選定及び評価は、次のとおり実施するものとする。

- (1) トライアル発注対象製品等として選定を受けようとする者は、別に定めるところにより申請する。
- (2) 選定会議においては、申請書類等に記載された製品等が第3条第1項各号及び第2項の要件を

満たすかどうか審査する。

- (3) 商工労働部長は、選定会議の審査結果をもとに、トライアル発注対象製品等として選定する製品等を決定する。
- (4) トライアル発注対象製品等として選定された製品等は、トライアル発注対象製品等登録簿（以下「登録簿」という。）に掲載し、県の機関に対し周知を図る。
- (5) 県の機関は、登録簿に掲載されたトライアル発注対象製品等を、予算の範囲内で必要に応じて発注する。
- (6) 商工労働部産業未来創造課長は、トライアル発注対象製品等を発注した県の機関の評価結果について、受注者に報告する。

（製品等に関する公表）

第6条 前条第1号から第5号までに係る本事業の実施に関する事項は、原則として公表する。

2 前項の公表により生じた損害及び第三者に及ぼした損害については、申請者が責任を負うものとし、県は当該損害について一切の責任を負わないものとする。

（報告）

第7条 トライアル発注対象製品等として選定を受けた者は、当該製品等の納入実績等を別に定めるところにより報告しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月14日から施行する。

この改正は、平成21年4月20日から施行する。

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

この改正は、平成23年5月31日から施行する。

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

この改正は、平成25年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年7月23日から施行する。

この改正は、平成29年1月28日から施行する。

この改正は、令和4年3月30日から施行する。